

第1章

計画の策定にあたって

1 計画の背景及び趣旨

我が国の出生数をみると、第1次ベビーブーム期(昭和22年～昭和24年)には約270万人、第2次ベビーブーム期(昭和46年～昭和49年)には約210万人でしたが、その後減少が続き、人口動態統計による令和5年の出生数は72万7,288人で統計を開始した明治32年以来最少の数字となっています。

また、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていた合計特殊出生率は第2次ベビーブーム期には約2.1まで低下、平成17年には1.26まで落ち込み、その後、平成27年には1.45まで回復したものの、令和5年には1.20と過去最低となっています。

我が国では少子化社会対策大綱に基づく少子化対策や子ども・子育て支援法(平成27年施行)に基づく子育て支援の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。

そのような中、令和5年4月には常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、「こども家庭庁」が発足しました。

同じく令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行され、市町村におけるこども施策についての計画(以下、「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めることになりました。

一方、本市では令和2年度に「第2期北斗市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児期の教育・保育の提供や地域での子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。

「第2期北斗市子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度末に終期を迎えることから、全てのこどもたちが夢と希望をもって成長することができる社会の実現を目指した取組を総合的、効果的に推進するため、「第3期北斗市子ども・子育て支援事業計画」を包含する「市町村こども計画」として「北斗市こども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

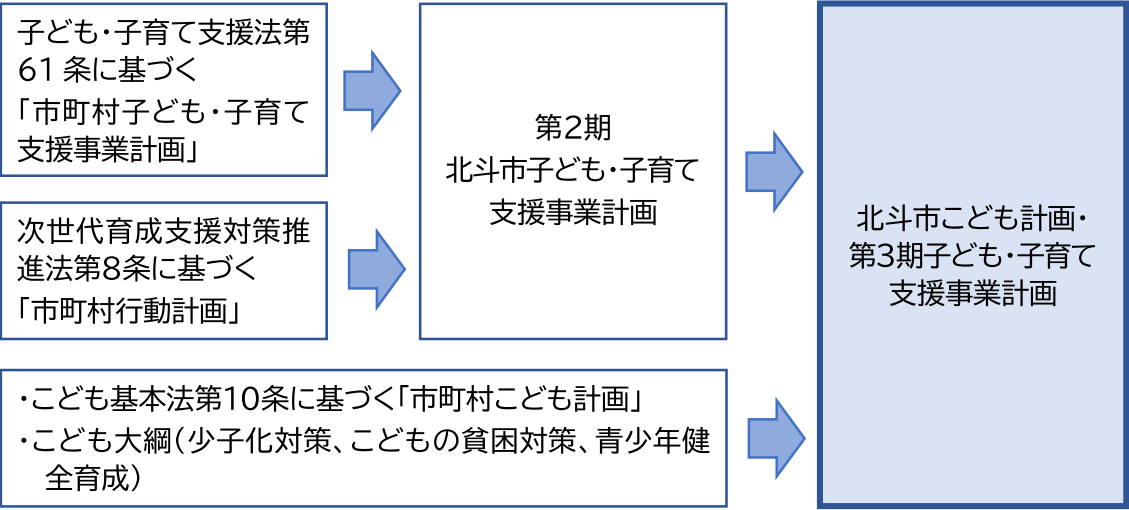
2 計画の位置付け

本計画はこども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」と併せて、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定した計画として策定します。

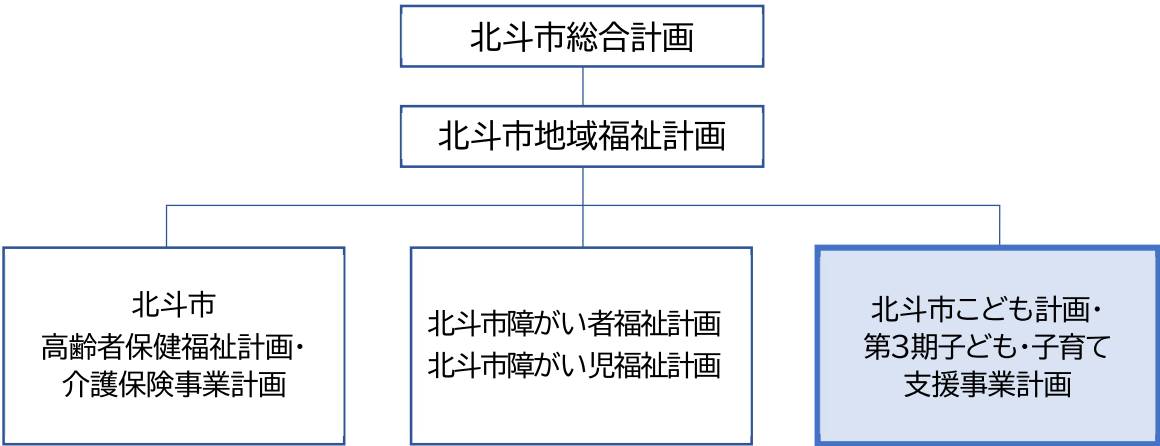
また、市のまちづくりの総合的指針である「北斗市総合計画」や「北斗市地域福祉計画」を上位計画として、こども・若者の成長と子育ての安心を支える環境を整備するための部門別計画となるものです。

本計画は、国のこども大綱やこども基本法を勘案し、現行計画に新たに少子化対策の内容を含め、こども施策を総合的に推進するものです。

■北斗市こども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画の位置付け



■北斗市こども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画と他計画との関係



3 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とします。

計画期間中は、随時事業計画の評価を行うとともに必要に応じて見直しを検討します。令和10年度からの後半の2年間では、次期計画の策定に向けた準備を行います。

令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)
第2期 北斗市子ども・子育て支援事業計画					北斗市こども計画・ 第3期子ども・子育て支援事業計画				
					必要に応じて見直し				

4 計画の対象者

こども基本法第2条において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」とされており、年齢による定義はありません。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、こども大綱では、思春期(中学生年代からおおむね18歳まで)・青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする)の者とされています。

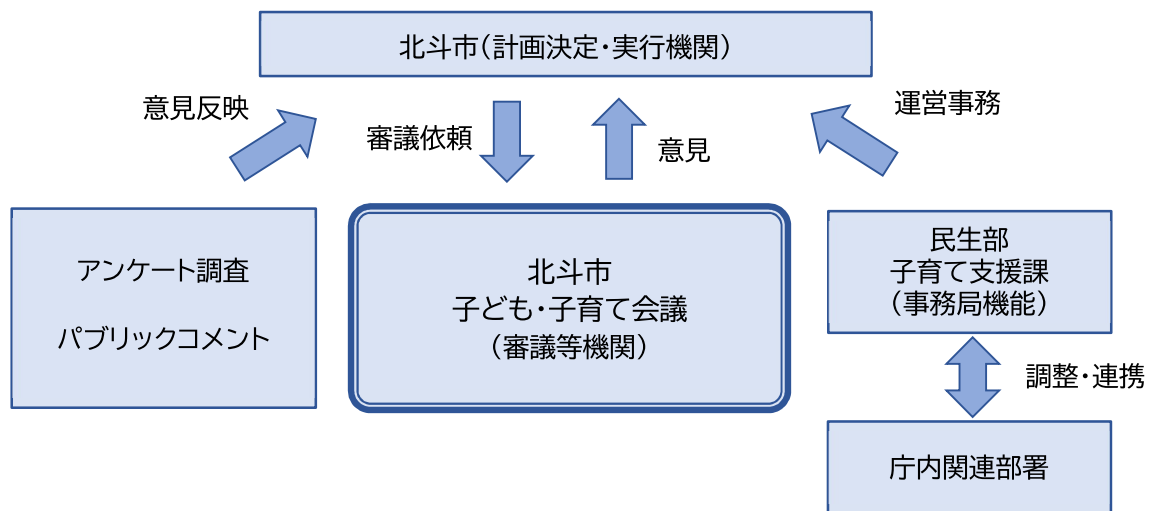
本計画においても一定の年齢上限は定めないものとしませんが、こども施策として取り組む施策や事業は主におおむね30歳未満を対象とすることとします。

5 計画の策定体制

(1)子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、北斗市子ども・子育て会議を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行います。

■計画策定体制のイメージ



(2)アンケート調査の実施

本計画策定のための基礎資料として、子育て中の保護者の就労状況、サービス利用のニーズを把握することを目的に、就学前児童・小学生のいる全世帯を対象とした「子ども・子育てニーズ調査」を実施しました。

また、市内の児童生徒の生活実態を把握するため、小学校5年生、中学校2年生、高校2年生世代の児童生徒全員を対象とした「子どもの生活についてのアンケート調査」を実施しました。

(3)パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く市民からの意見を反映させるためパブリックコメントを実施しました。

6 子ども・子育て支援をめぐる国の動向

(1)これまでのこどもに関する福祉行政の取組

近年の我が国の子ども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」(平成17年施行)、「子ども・子育て支援法」(平成27年施行)をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。

こどもの健やかな成長を支援する子ども・子育て支援の取組のみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策等こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ各種計画の策定や取組が進められています。

■子ども・子育て支援を取り巻く主な法令等

・少子化社会対策基本法(H15.9.1施行)

⇒ 同法に基づき「少子化社会対策大綱」策定

・次世代育成支援対策推進法(H17.4.1施行)

※当初10年間の時限法として成立したが、令和16年度まで有効期限が延長(現在は計画策定は任意化)

・子ども・若者育成支援推進法(H22.4.1施行)

⇒ 同法に基づき子供・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」(H22.10)策定

・子どもの貧困対策の推進に関する法律(H26.1.17施行)

⇒ 同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」(H26.8)策定

・子ども・子育て支援法(H27.4.1施行)

⇒ 同法に基づき「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定義務化

(2)こどもを取り巻く環境の現状

前述のとおり、我が国ではこどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。

また、貧困世帯での学習環境の悪化、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、こどもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立などこどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

(3)子ども支援の新たな枠組みのスタートと近年の動向

常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「子ども家庭庁」が発足しました。子ども家庭庁は、子ども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていた子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、子どもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「子ども基本法」が施行されました。

また、「子ども基本法」に基づき、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「子ども大綱」に一元化されることになりました。

■子ども基本法の概要(地方公共団体関係部分)

・定義(第2条関連)

この法律において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

・地方公共団体の責務(第5条関連)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

・都道府県子ども計画等(第10条関連)

都道府県は、子ども大綱を勘案して、当該都道府県における子ども施策についての計画(以下この条において「都道府県子ども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

市町村は、子ども大綱(都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画)を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画(以下この条において「市町村子ども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

⇒ 既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することが可能

・子ども等の意見の反映(第11条関連)

国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。